

山口学薬発 第20号

平成21年8月26日

支部長各位

山口県学校薬剤師会

会長 西村正広

学校における新型インフルエンザへの指導助言の依頼

平素から学校環境衛生に格段の御理解御協力を賜り深謝いたします。

さて、新型インフルエンザの流行宣言が出されました。通常の季節性インフルエンザの対応と変わりませんが、学校現場で混乱を起こさないようそれぞれの担当校においてご指導下さいますよう各会員に徹底のほどよろしく願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 1 年(2009年) 8 月 2 4 日

山口県学校薬剤師会
会長 西 村 正 広 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

新型インフルエンザに関する対応について（依頼）

このことについて、県立学校及び市町教育委員会に対し別添のとおり通知しておりますので、各学校における学校再開時の感染予防対策及び学校環境衛生活動等に関する指導助言について御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

こども元気づくり班 担当 中野貴夫
TEL:083-933-4685 FAX:083-922-8737
E-mail:nakano.takao.01@pref.yamaguchi.lg.jp

事 務 連 絡
平成 2 1 年(2009年) 8 月 2 4 日

各市町教育委員会
学校保健主管課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

新型インフルエンザに関する対応について

新型インフルエンザに係る児童生徒等の保健管理に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、県内においても、夏季休業中に児童生徒等の新型インフルエンザ感染者が増加している状況を踏まえ、学校再開時における感染拡大の防止について対策を講じているところ です。

つきましては、県学校薬剤師会に対して協力依頼をしておりますので、これまで以上に学校薬剤師等と密に連携をとり、その指導助言のもと、学校再開時における感染予防対策及び学校環境衛生に対する適切な対応をとるよう貴管下各学校に対し御指導方お願いいたします。

こども元気づくり班 担当 中野貴夫
TEL:083-933-4685 FAX:083-922-8737
E-mail:nakano.takao.01@pref.yamaguchi.lg.jp

事 務 連 絡
平成 2 1 年(2009年) 8 月 2 4 日

各 公 立 高 等 学 校 長
県立高森みどり中学校長
県立下関中等教育学校長
各 県 立 特 別 支 援 学 校 長

様

学校安全・体育課長

新型インフルエンザに関する対応について

新型インフルエンザに係る児童生徒等の保健管理に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、県内においても、夏季休業中に児童生徒等の新型インフルエンザ感染者が増加している状況を踏まえ、学校再開時における感染拡大の防止について対策を講じているところ です。

つきましては、県学校薬剤師会に対して協力依頼をしておりますので、各学校におかれましてはこれまで以上に学校薬剤師等と密に連携をとり、その助言指導のもと、学校再開時における感染予防対策及び学校環境衛生に対する適切な対応をお願いいたします。

こども元気づくり班 担当 中野貴夫

TEL:083-933-4685 FAX:083-922-8737

E-mail:nakano.takao.01@pref.yamaguchi.lg.jp

平成21年8月26日

会員各位

山口県学校薬剤師会
会長 西村正広

新型インフルエンザへの指導助言の依頼

平素から学校環境衛生に格段の御理解御協力を賜り深謝いたします。

さて、新型インフルエンザの流行宣言が出されました。通常の季節性インフルエンザの対応と変わりませんが、学校現場で混乱を起こさないよう速やかな指導助言をよろしくお願いします。インフルエンザ感染防止に重要なポイントを記しておきます。

手洗い・洗顔・うがい

「手洗い」「洗顔」「うがい」で、体についたウィルスを除きましょう。

手洗いは、可能な限り、頻回に行うよう、又、石けんを使って最低15秒以上行い、洗った後は清潔なタオル等で水を十分に拭き取るよう指導して下さい。予算上難しいかもしれませんが、速乾性擦り込み式アルコール手指消毒剤も有効と思われます。

マスクの着用（咳エチケット）

咳、くしゃみの際の「咳エチケット」も感染防止の上では大切です。咳やくしゃみ等の症状のある人には必ずマスクをつけてもらいましょう。保健室にマスクを備蓄するよう指導して下さい。

換気

クーラーによる換気の悪さも流行した原因の一つに考えられます。注意するよう指導して下さい。

消毒

通常の清掃で十分と思われます。食事の前には、確実な手洗いと机上进行拭き掃除を指導してください。患者が発生した場合など、手が触れる場所（ドア、机上など）を消毒用アルコールによる消毒も有効と思われます。

参考1：国立感染症研究所 感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/fluQA/QAdoc01.html>

基本的にインフルエンザは飛沫感染であり、特別な条件下では飛沫核感染（空気感染）もあると言われています。飛沫は1～2メートル以上は飛びませんし、患者がマスクをしていれば飛沫の発生は最小限に抑えられます。また、手指を介した接触感染もありますので、手洗いは重要です。しかし、狭い気密な部屋などでは、比較的長くウィルスが浮遊することもあり得る（飛沫核感染）ので、時々換気をする、部屋の湿度を適度に保つことなどは意義があります。

インフルエンザウィルスには、ほとんどの消毒薬が有効です。また、十分な湿度があれば生存期間も短いので、通常の清掃で十分だと考えられますが、あきらかな目に見える呼吸器分泌物（痰やつばなど）による汚染がある場合には、通常の消毒薬により消毒しておくほうがよいでしょう。

インフルエンザを発症中に使用した衣服にはウィルスが付着していることが予想されますが、これまでの知見ではこれから感染を起こすことはまれだと考えられています。使用後は、通常の洗濯をして日なたに干しておけばウィルスの感染性は消失します。

参考2：厚生労働省ホームページ 新型インフルエンザ対策ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

個人や事業者が実施できる具体的な感染防止策

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

- ・対人距離の保持

- ・手洗い
- ・咳エチケット
- ・職場の清掃・消毒
- ・定期的なインフルエンザワクチンの接種

1) 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、対人距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。

(目的)

- ・咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

(方法)

- ・感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

2) 手洗い

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することが推奨される。

(目的)

- ・本人及び周囲への接触感染の予防

(効果)

- ・流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

(方法)

- ・感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

3) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

(目的)

- ・咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。

(方法)

- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意す

る。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

- ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

4) 職場の清掃・消毒

(目的)

- ・ 周囲への接触感染の防止

(効果)

- ・ 感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

(方法)

- ・ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。
- ・ 従業員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。

* 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。

* 壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。

* 床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。

* 事業所の周辺の地面（道路など）

人が手であまり触れない地面（道路など）の清掃は、必要性は低いと考えられる。

(消毒剤について)

- ・ インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

* 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02 ~ 0.1w/v % (200 ~ 1,000ppm) の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。

* イソプロパノール又は消毒用エタノール

70v/v % イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。